



関市・武儀郡町村

合併協議会 だより

自然や文化との共生交流ゾーン

体験型・滞在型観光
人と自然の共生
郷土文化

住宅産業 文化教育 農業教育先進地

緑の生活文化ゾーン

複合・多角的産業文化
住民サービス
総合的な都市機能

交流文化拠点ゾーン

幹事会での検討状況

十二月十三日に関市役所において、第三十九回幹事会が開催され、検討課題である十項目のうちの五項目について調整されましたので、詳細（裏面表1）をお知らせします。

このことにより、予定していた事務事業の取り扱い全ての調整が図られました。

幹事会検討課題

- ① 過疎対策について
- ② 少子化対策について
- ③ 地域自治組織について
- ④ 組織・機構について
- ⑤ 交通体系について



幹事会の検討結果【表1】

課 検 討	過疎対策について
調 整 内 容	<p>合併後は、関市全体としては人口が増加すると推計されるものの、周辺地域は更に過疎化が進むものと考えられることから、新市建設計画に盛り込まれている過疎・定住・少子化対策というべき各種事業を確実に実施し、地域の特殊事情を勘案する中で一つ一つ事業評価を下し、時代とニーズに合った新たな施策を策定し展開していくものとする。</p> <p>また、17年度には「後期過疎地域自立促進市町村計画」を策定するとともに、過疎対策を始めとする地域振興施策に関しては、地域審議会を中心に審議をいただき、より効果的・効率的な事業展開を目指すものとする。</p>

課 検 討	少子化対策について
調 整 内 容	<p>過疎対策と同様であるが、特に児童福祉の向上を柱とし、子育て支援を拡大する方向で事業を進めていくものとする。</p> <p>また、乳幼児医療費の助成制度については、今後新市において拡充を図る。</p>

課 検 討	地域自治組織について
内 調 容 整	各地域に設置される地域審議会が中心となって、合併後の地域づくりを担うものとする。

課 検 討	組織・機構について
調 整 内 容	<p>合併協議会で承認された「事務組織及び機構についての整備方針」に基づき整備を進めるものとするが、新市は総面積の80%以上を山林が占めることとなり、過疎や高齢化の問題を抱える地域の振興策も特に重要であることから、林業振興と地域振興を担う組織の設置について、早急に検討し調整するものとする。</p>

課 検 討	交通体系について
調 整 内 容	<p>路線バス及び自主運行バスについては、現行路線を維持する中で効率的な運行を図ることを基本として、新たな交通体系を確立するものとする。</p> <p>特に、合併後の地域間を結ぶ路線については、現在上之保村で運行されているメロディーバス2台（53人乗）と新規購入バス2台（37人乗）の計4台を新たにコミュニティバスとして運行させ、地域間交流を活発化することで新市の一体感が醸成されるような運行となるように努めるものとする。</p>

合併後の地域組織

旧町村ごとに総合的な地域事務所を置き、住民サービスの担当窓口となります。この事務所には、5つの係（総務係、民生福祉係、環境経済係、建設水道係、教育係）を設置します。

事務所の名称	住 所	電 話 番 号
関市洞戸事務所	関市洞戸市場292番地3	0581-58-2111
関市板取事務所	関市板取1643番地17	0581-57-2111
関市武芸川事務所	関市武芸川町八幡1446番地1	0575-46-2311
関市武儀事務所	関市中之保5696番地1	0575-49-2121
関市上之保事務所	関市上之保15119番地1	0575-47-2001

各事務所の事務内容

係 名	事 務 内 容
総 務 係	支所の運営、施設管理、庶務、防災、消防、交通安全、税証明発行、各種団体調整（地域審議会、自治会、消防団等）などに関すること。
民生福祉係	住民関係証明発行（住民登録）、国保・年金受付・相談、福祉関係受付・相談、介護保険、福祉医療、障害者福祉、母子福祉、児童福祉、高齢者福祉、保健センター、診療所等との連絡調整などに関すること。
環境経済係	商工観光、農林水産、環境衛生、農林道・用水路維持管理、農業委員会、道の駅等施設管理、連絡調整などに関すること。
建設水道係	市道、橋梁、河川等維持管理、公園管理、除雪対策、上下水道施設、設備の維持管理などに関すること。
(地域教育事務所) 教 育 係	学校施設管理、学事、指導、社会教育、青少年、女性、公民館、図書館、文化振興、文化財、スポーツ指導、社会教育、施設管理、学校給食管理などに関すること。

■臨時運行許可業務

合併時から関市役所市民課窓口のみでの取り扱いとなります。

■外国人登録事務

合併時から関市役所市民課窓口のみでの取り扱いとなります。なお、「外国人記載事項証明書」については各事務所、支所も発行できます。

■住民基本台帳カード発行事業

合併時から関市役所市民課窓口、関市武儀事務所において即日発行ができます。

新市のくらしはこうなります

協議会で調整された事業内容の細部が決定されましたのでお知らせします。

(所掌事項)

- 設置区域ごとに市長の諮問に応じて当該区域に係る次の事項を審議し、答申するものとします。
 - ・新市建設計画の変更、新市建設計画の執行状況に関する事項
 - ・地域振興のための基金の活用に関する事項
 - ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - ・その他市長が必要と認める事項
 - 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるすることができます。
- (設置期間)
- 平成17年2月7日から平成27年3月31日までの間

交流事業

◆姉妹都市、国際交流事業

姉妹都市・友好都市については、関市の制度に統一します。

締結先	モジ・ダス・クルーゼス市 (ブラジル連邦共和国)	氷見市 (富山県)	黄石市 (中華人民共和国)
締結年月	昭和44年 5月20日	平成11年 3月12日	平成9年 10月24日
交流名称	姉妹都市提携	姉妹都市提携	友好都市提携
交流内容	文化・産業・経済の相互交流	教育・文化・スポーツ・産業・経済等の相互交流と協力	教育・文化・体育・産業・経済の相互交流と協力

交流組織、交流事業については、関市の制度に統一します。

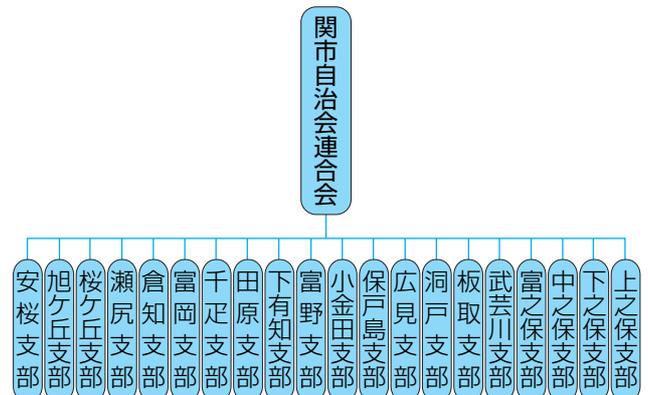
関市国際交流協会の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人との交流 ・日本文化体験講座（茶道教室等） ・スポーツ交流会（ソフトバレー大会等） ・世界の音楽公演会等の開催 ・外国語サロン（英語、中国語、ポルトガル語） ・世界の料理交流会 ・中学生相互派遣事業（カナダ・レスブリッジ市） ・日本語ボランティア養成講座 ・外国人のための日本料理教室
-------------	--



広報広聴関係事業

◆自治会

合併時から関市の制度に統一した新市の組織を編成し、合併前の町村の区域ごとに新たな自治会を組織し支部を編成します。各支部ごとに自治会連合会役員（支部の代表者）を選出します。



自治会活動奨励金、自治会連合会補助金等については、平成17年度から関市の制度に統一します。

関市自治会 コミュニティ 活動奨励金 (1自治会に対し、 1年度分)	均等割	1自治会	20,000円
	世帯割	1世帯	2,500円
	広報配布割	1世帯	800円
	ごみ対策協力割	自治会のごみ袋1枚	2円
		1世帯	300円

◆広報紙

合併時から関市の制度に統一し、引き続き情報の提供に努めます。

名称	「広報せき」
発行回数	年23回
発行日	1日及び15日 (1月1日号は休刊)

地域審議会

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現させるために合併前の町村の区域ごとに設置します。

名称	設置区域
関市洞戸地域審議会	合併前の洞戸村の区域
関市板取地域審議会	合併前の板取村の区域
関市武芸川地域審議会	合併前の武芸川町の区域
関市武儀地域審議会	合併前の武儀町の区域
関市上之保地域審議会	合併前の上之保村の区域

国民健康保険事業

項目	調整内容
賦課形態	平成17年度より、すべて保険税方式とします。
賦課方式	所得割・資産割・均等割・平等割による賦課方式とします。 合併後、武儀町及び上之保村については、3年間不均一課税を行います。
納期	平成17年度より、 関市の例によります。 第1期 6月17日～ 6月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 8月1日～ 8月31日 第4期 9月1日～ 9月30日 第5期 10月1日～10月31日 第6期 11月1日～11月30日 第7期 12月1日～12月25日 第8期 1月1日～ 1月31日 第9期 2月1日～ 2月末日 第10期 3月1日～ 3月31日
葬祭費	合併後に給付理由の生じた葬祭費から、5万円に統一します。
軽減割合	6割軽減・4割軽減を適用します。

介護保険事業

項目	調整内容
保険料	第1号被保険者の保険料については、平成16年度及び平成17年度は各市町村それぞれ現行のとおりとし、平成18年度以降については、第三期介護保険事業計画（平成18年度～20年度）策定の中で調整されます。
納期 (第1号被保険者の普通徴収)	平成17年度より、 関市の例によります。 第1期 6月17日～ 6月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 8月1日～ 8月31日 第4期 9月1日～ 9月30日 第5期 10月1日～10月31日 第6期 11月1日～11月30日 第7期 12月1日～12月25日 第8期 1月1日～ 1月31日 第9期 2月1日～ 2月末日 第10期 3月1日～ 3月31日

国民健康保険に加入している第2号被保険者の介護保険料及び納期については、平成17年度より関市の制度に統一されます。
(参考)

区分	対象者	徴収方法
第1号被保険者	65歳以上	年金が年額18万円以上の方 年金より徴収されます。(特別徴収)
		年金が年額18万円未満の方 又は遺族年金、障害年金、恩給のみの方 個別に納付していただきます。(普通徴収)
第2号被保険者	40歳以上 64歳以下	加入している医療保険に上乘せされ一括して徴収されます。

地方税関係事業

項目	細目	調整内容
個人市県民税	税率	現行と変わりません。
	普通徴収の納期	平成17年度より、 関市の例によります。 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～ 1月31日
法人市民税	均等割	現行と変わりません。
	法人税割	合併の日以後に終了する事業年度から関市の例によります。 12.3% 14.7% 資本金額等が1億円以下又は資本出資を有しない法人のうち、法人税割の課税標準となる法人税額が年400万円以下である法人。
	納期	現行と変わりません。
固定資産税	税率	平成18年度より1.4%に統一されます。
	納期	平成17年度より、 関市の例によります。 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日
都市計画税	税率	今後の都市計画が定まるまで、 現行の課税区域のみ課税されます。 0.3%
	納期	固定資産税と同じです。
軽自動車税	税率	現行と変わりません。
	納期	平成17年度より、 関市の例によります。 5月1日～5月31日
入湯税	税率	合併時から新市において課税されます。 入湯客 1人1日 150円
市たばこ税	税率	現行と変わりません。
鉱産税	税率	合併時から新市において課税されます。 現行と変わりません。

納税関係事業

関市の制度に統一されます。

項目	調整内容
前納報奨金	市県民税(普通徴収) 交付率 0.25/100
	固定資産税・都市計画税 期別税額の上限額 100,000円
	月数算定 全期前納方式
督促手数料	督促状1通につき100円とします。



障害者福祉事業

- ◆重度心身障害者医療費助成
- ◆重度心身障害老人医療費助成

平成17年3月1日から、関市の制度に統一します。

区分	対象者	所得制限	助成内容
重度心身障害者 重度心身障害老人	身体障害者手帳(1~3級)を持っている方 療育手帳(A1・A2・B1)を持っている方	制限なし	入院外来
精神科病院 入院者	精神科病院に入院している方	制限なし	入院費の1/2(食事代を除く)

- ◆タクシー利用助成

合併時から、関市の制度に統一します。
武儀町のタクシー利用助成事業は合併時に廃止します。

要件	視覚、下肢、体幹、呼吸器、心臓、腎臓に障害を有する3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方
助成内容	初乗り料金相当助成券(年間24枚)

- ◆重度心身障害児手当支給

合併時から、関市の制度を適用します。

要件	身体障害者手帳1~3級又は療育手帳B1以上の交付を受けている20歳未満の児童を養育している方 ※ただし、福祉手当支給対象児童は該当しません。
助成額	月額 5,000円/人

- ◆入浴サービス事業

合併時から、関市の制度に統一します。

対象者	身体障害者手帳2級以上の交付を受け、デイサービスの利用が困難な方
個人負担額	本人及び扶養義務者の所得税に応じて負担

高齢者福祉事業

- ◆敬老事業

合併時に関市の制度に統一します。

敬老会	対象	75歳以上の方
	主催	地区毎の実施団体
	内容	各実施団体によります。
	補助金等	参加者数に応じて補助
敬老祝金	100歳の方に500,000円	
敬老祝品	88歳、90歳以上の方に祝品	

- ◆寝具類等乾燥消毒サービス事業

関市の制度を適用します。

対象者	概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに属する高齢者、身体障害者の方
内容	回収、乾燥消毒、配達(1回に2枚まで)
利用回数	年間12回まで
利用料	1回560円(減免規定があります)



上・下水道事業

- ◆水道事業

上水道料金及び簡易水道料金については、合併後3年を目途に関市の上水道料金に統一するよう調整されます。

水道事業における受益者負担金については、関市に準じます。

給水装置の工事費	関市が直接工事を行う為、給水申込者は関市に納付していただきます。
分担金	1箇所以上5戸以上の建物を建てる場合若しくは5区画以上の宅地を造成する場合又は配水管より分岐して40mm以上の供給を受ける場合必要となります。

水道加入金については、廃止するものとします。

下水道料金及び農業集落排水施設利用料金については、合併後3年を目途に関市の下水道料金に統一するよう調整されます。

下水道事業における受益者負担金については関市の制度に統一します。

下水道(公共下水道・特定環境)	受益者負担金の額	土地面積1㎡当たり50円 (ただし、洞戸村における現在整備中の特定環境保全公共下水道区域については30万円とします。)
-----------------	----------	--

農業集落排水事業における受益者負担金については現行のとおりとします。

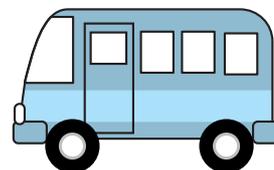
検針及び料金徴収については、隔月とします。

交通関係事業

- ◆自主運行バス

現行路線は、新市に引き継ぎ、合併前に見直しを行い、合併後もその経過を見ながら再検討します。

自主運行バス	運行路線名	備考
関市 武芸川町	高野線	中濃病院~武芸谷口(寺尾) 唐見橋~瀬尻小
関市	市内巡回バス	関市役所発着 8路線
洞戸村	牧谷線	中濃庁舎~栗原 美濃市と共同運行
洞戸村 板取村	板取線	新岐阜~門原(自主運行部分は 山県市内~板取村内全域) 山県市と共同運行
上之保村	関上之保(船山)線	川合~船山
	村営バス	川合~鳥屋市(袋坂) 川合~明ヶ島



保健事業

◆国民健康保険診療所

現行のまま新市に引き継ぎます。

名称	診療科目	休診日	電話番号
関市国民健康保険 洞戸診療所	内科	水・土曜日の午後、 第2・4土曜日、 日曜日、祝祭日	(0581) 58-2201
	歯科	第2・3・4土曜日、 日曜日、祝祭日	
関市国民健康保険 板取診療所	内科、小児科、外科、 皮膚科、放射線科、 麻酔科、歯科、歯 科口腔外科	土・日曜日、 祝祭日	(0581) 57-2153
関市国民健康保険 武儀診療所	内科、小児科	土・日曜日、 祝祭日	(0575) 49-3016
関市国民健康保険 上之保診療所	外科、内科	水曜日の午後、 土・日曜日、祝祭日	(0575) 47-2066
関市国民健康保険 門原出張診療所	国民健康保険板取診療所の内科医 師による出張診療 ◇診療日：木曜日13:30～15:30		(0581) 57-2240

◆成人・老人保健事業

平成17年度から関市の制度を基本に統一します。
個人負担金等については後日お知らせします。

区分	対象者	実施方法	実施場所
基本健康診査	40歳以上	集団検診	一部の地区 保健センター
		個別検診	市内医療機関
ヤング健診	19～39歳	集団検診	保健センター
胃がん検診	40歳以上	集団検診	保健センター
大腸がん検診			
肺がん検診	40歳以上	集団検診	保健センター
		個別検診	市内医療機関
前立腺がん検診	50歳以上の男性	集団検診	保健センター
		個別検診	市内医療機関
乳がん検診	40歳以上の女性	集団検診	保健センター
		個別検診 (マンモグラフィ検査)	市内医療機関
	30歳以上の女性	個別検診	市内医療機関
		集団検診 (超音波検査)	保健センター
子宮がん検診	20歳以上の女性	集団検診	保健センター
		個別検診	市内医療機関
骨粗しょう症検診	19歳以上の女性	集団検診	保健センター
結核住民検診	65歳以上	集団検診	保健センター
		個別検診	市内医療機関



◆家族介護慰労事業等

関市の制度に統一します。

○家族介護慰労金

要件	下記の高齢者を介護する家族に対し慰労金を支給します。 ①要介護4又は5の認定を受けている方 ②介護保険サービス（在宅・施設）を利用していない方 ③①②の条件を満たす期間が1年以上経過している方 ④1年間に3ヶ月以上入院していない方 ⑤世帯の課税状況が非課税であること
支給額	100,000円/年

○寝たきり高齢者等介護慰労金

要件	・要介護認定において概ね要介護3以上の寝たきり又は痴呆の65歳以上の高齢者を在宅で介護している方
支給額	5,000円/月

◆紙おむつ購入券助成事業

合併時に関市の制度に統一します。

要件	・65歳以上の在宅高齢者の方 ・寝たきり又は重度の痴呆で、常時介護を必要とする方 ・常時紙おむつを使用している方
支給額	年60,000円分の購入券
利用料	6,000円/年（支給額の1割）

◆配食サービス事業

合併時に関市の制度に統一します。

対象者	概ね65歳以上の独り暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で調理が困難と思われる方
実施内容	週7日昼食
利用料	1食300円

◆高齢者生活支援助成事業

合併時に関市の制度を適用します。

対象者	・介護保険料条例に基づく保険料減免の対象になっていない方 ・第1段階、第2段階で生活の実態が生活保護に該当する方で生活保護を受給していない方
助成額	・申請があった日の属する月から該当しなくなった日の属する月の前月までの月数に応じ、保険料額に0.5を乗じて得た額を月割りにより算定した額 ・保険料徴収後に助成します

◆高額療養資金等貸付事業

合併時に関市の制度を適用します。

対象者	・市内に住所を有し、引き続き6ヶ月以上居住している方 ・高額療養費及び高額介護若しくは居宅支援サービス費相当額に必要な資金を必要とする方で、他からの借受が困難な方 ・市税を完納している方
貸付金額	・高額療養費等相当額（10,000円以上）の90%以内で貸付します
貸付条件等	・貸付金は無利子 ・90日以内に償還 ・保証人を立てる

児童福祉事業

◆児童手当

児童手当事業は合併時に関市の制度に統一します。板取村、上之保村及び武芸川町の単独事業については、合併時に廃止します。

国の児童手当(月額)	第1子	5,000円
	第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円
市独自の児童手当	対象者	4人以上の児童(中学生まで)を養育している方 ※国の「児童手当」の支給対象児童は該当しません
	手当額(月額)	3人を超える児童1人につき 5,000円

武芸川町における、父子手当は合併時に廃止します。出産奨励手当支給事業における板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の実施事業については、合併時に廃止します。

◆医療費助成

合併時に関市の制度に統一します。

区分	対象者	所得制限	助成内容
乳幼児医療費助成	就学前児	制限なし	入院 外来
母子家庭等医療費助成	18歳未満の児童を監護している母子家庭の母と18歳未満の児童 (板取村の方は、平成17年3月1日から関市の制度となります。)	制限なし	入院 外来
父子家庭等医療費助成	18歳未満の児童を監護している父子家庭の父と18歳未満の児童 (板取村及び武儀町の方は、平成17年3月1日から関市の制度となります。)	児童扶養手当所得制限額	入院 外来

◆保育料

保育料については、関市の例によりますが、合併後5年間は不均一料金として毎年度均等に段階的に調整し、平成21年度から同一料金とします。

◆保育園給食

当面現行のとおりとし、新市において調整します。

◆保育園バス

当面現行のとおりとし、新市において総合的な交通体系の中で調整します。

衛生関係事業

板取村のし尿処理料金の賦課徴収については、合併時に廃止します。

ネズミ及び衛生害虫の駆除事業については、合併時から新市における駆除の実施は廃止します。

◆母子保健事業

平成17年度から関市の制度を基本に統一するものとします。細部については新市において調整し、お知らせします。

区分	対象	実施場所
健康診査	4ヶ月児健康診査	4ヶ月児
	1歳6ヶ月児健康診査	1歳6ヶ月児
	3歳児健康診査	3歳児
歯科健診	1歳6ヶ月児歯科健診	1歳6ヶ月児
	3歳児歯科健診	3歳児
健康相談	7ヶ月児健康相談	7ヶ月児
	乳幼児健康相談	希望者

◆各種予防接種事業

平成17年度から関市の制度を基本に統一するものとします。細部については新市において調整し、お知らせします。

種類	対象	実施方法
BCG	6ヶ月未満児	集団接種
ポリオ	3~90ヶ月	
三種混合(第1期)	3~90ヶ月	個別接種
三種混合(第2期)	小学6年	集団接種
麻しん	12~90ヶ月	個別接種
風しん	12~90ヶ月	
日本脳炎(第1期)	36~90ヶ月	個別接種
日本脳炎(第2期)	小学4年	集団接種
日本脳炎(第3期)	中学3年	集団・個別接種
インフルエンザ	65歳以上	個別接種

健康づくり事業

◆健康せき21計画

関市の計画を基本とし、新市における市民の健康づくりの推進に努めるものとします。

計画名称	ニコニコ生き生きプラン
計画年度	平成16年度~平成25年度
キャッチフレーズ	となりも声かけ みんなで健康
計画内容	<p>【計画の重点】(市民の健康宣言)</p> <p>自分の健康は自分で守り創る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の健康のため1歩でも多く歩く ○自分のからだ 健康のため 食生活を大切に する ○心もからだも生き生きと笑顔で暮らす <p>①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養・心の健康、④たばこ・アルコール、⑤歯の健康、⑥健康管理及び早期発見・早期治療の6分野に分け、各分野について、ライフステージごとに市民自ら、関係団体・機関、行政のそれぞれが取り組む活動と目標数値を設定。</p>

◆健康づくり推進協議会

関市の制度を基本とし、合併後に統一します。



生活関係事業

◆ごみ収集業務事業

ごみ収集及びリサイクル業務については、下記のとおりとなります。

現在の関市のごみ収集	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ	週2回 月1回 月2回 (戸別1回、 ステーション1回)	ご年 間 袋 の 金 枚 数	・燃やせるごみ袋	1人世帯 80枚 2人世帯 100枚 3人世帯 110枚 4人世帯 120枚 5人世帯 130枚 6人以上世帯 140枚	大1枚 6円 小1枚 5円	17年度から関市の制度に統一します	
	・資源ごみ ・プラスチック製 容器包装ごみ	月1回 月2回		・燃やせないごみ袋	1世帯 12枚			1枚 10円
				・プラスチック製容器包装ごみ袋	基準枚数 なし			1枚 5円
				基準枚数超過分ごみ袋の金額				1枚 300円
				事業系一般廃棄物ごみ袋の金額				1枚 300円
ごみ減量化補助金 (生ごみ堆肥化装置等)	生ごみたい肥化容器 (非電気式)	1世帯2基まで	1/2以内(限度5,000円)	合併時から関市の制度に統一します				
	生ごみたい肥化装置 (電気式)	1世帯1基	1/2以内(限度20,000円)					
	小枝落葉等粉碎機	1世帯1基まで	1/2以内(限度20,000円)					
資源ごみ集団回収事業奨励金	対象品目1kgに対し3円	17年度から関市の制度に統一します						

◆火葬場

上之保村の火葬場・・・利用可能な期間まで利用します。

洞戸村、板取村、武芸川町・・・岐北斎苑は現行のとおり利用できます。

○火葬場使用料 (市内居住者)

	関市火葬場 (関市西本郷通5-1-22)	関市上之保火葬場 (関市上之保15287)
大人1体につき	無 料	10,000円
小人(12歳未満)1体につき		7,500円
死胎児1体につき		5,000円
犬猫等1頭につき	1,500円	
減免措置	あり	あり

○霊柩自動車使用料

	関市火葬場を使用する場合	関市上之保火葬場を使用する場合
運転業務	関市直営	喪主等関係者(注)
運行範囲	市内葬儀会場～関市火葬場	上之保内葬儀会場～上之保火葬場
使用料	死亡者が市民であり、市の火葬場を使用し、使用範囲が市内のみの場合	無料

(注)上之保火葬場を使用する場合の霊柩自動車運転業務については、関市総合斎苑が稼働後からは直営となります。

新火葬場の利用については下記のとおりとなります。

◇関市総合斎苑わかくさ

(平成17年5月供用開始予定)

○火葬場使用料 (市内居住者)

区 分	金 額
12歳以上の者の死体1体につき	10,000円
12歳未満の者の死体1体につき	7,500円
死胎1体につき	5,000円
犬、猫等の死亡動物1頭につき	10kg未満3,000円 25kg未満4,000円 40kg未満5,000円
減免措置	あり

○式場等使用料

施 設 名	概 要	金 額	
式場1(祭壇含む)	80席	通夜から告別式まで 告別式のみ	50,000円 25,000円
遺族控室1	和室14畳		
宗教関係者控室1	和室10畳		
式場2(祭壇含む)	140席	通夜から告別式まで 告別式のみ	100,000円 50,000円
遺族控室2	和室17畳		
宗教関係者控室2	和室10畳		
待合室1	和室36畳	1回2時間以内	5,000円
待合室2	和室14畳	1回2時間以内	2,000円
待合室3	洋室24席		
待合室4	和室18畳	1回2時間以内	2,500円

◆まつり・イベント

現行のとおり継続し、効果的、効率的な開催及び運営に努めます。

関市	○関まつり・あんどんみこしコンクール ○関市ふるさと夏まつり花火大会 ○関市民納涼花火大会 ○刃物まつり
洞戸村	○春の花まつり ○ほらどキウイマラソン大会
板取村	○あじさいまつり ○元気なふるさとITADORI夏まつり ○世界選手権バイクトライアル日本大会・板取
武芸川町	○ふるさと夏まつり
武儀町	○日本平成村エコピアデー ○サマーフェスタin日本平成村 ○平成山から初日の出を見る会
上之保村	○ええとこ上之保夏祭り ○かみのほっとらんど体験ツアー ・円空さんに挑戦 ・作ろうヘルシー食品 ・汗まみれ土まみれ泥んこ体験

農林水産関係事業

◆農業委員会

関市の制度を基本とし、地域農業の振興を図ります。

区分	選挙	選任	計	区分	選挙	選任	計
関市農業委員会	18	2	20	関市中央農業委員会(旧関市の区域)	18	3	21
関市洞戸地区農業委員会	12	5	17	関市西農業委員会(洞戸、板取、武芸川の区域)	15	3	18
関市板取地区農業委員会	10	5	15	関市東農業委員会(富之保、中之保、下之保、上之保の区域)	10	3	13
関市武芸川地区農業委員会	10	6	16	計	43	9	52
関市武儀地区農業委員会	10	5	15				
関市上之保地区農業委員会	12	3	15				
計	72	26	98				

3つの委員会を置く

合併時に引き続き存続し、旧全市町村の任期H17.7.19まで在任となります。

最初の一般選挙任期H20.7.19までとそれに続く一般選挙任期H23.7.19まで3つの委員会を置きます。

◆農事改良組合

現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、関市の制度に統一し、再編します。

◆米政策

中濃地域で定める水田営農ビジョン、水田農業構造改革産地づくり計画書に基づき推進するものとします。

生産調整推進助成金については、農林課又は各事務所にお問い合わせください。

◆小規模土地改良事業補助金

武儀町における小規模土地改良事業補助金については、合併時に廃止します。

商工・観光関係事業

◆勤労者・消費者関連

合併時から関市の制度を適用します。

区分	制度の概要
勤労者住宅 資金融資	市内で自ら居住するための住宅に要する新築、増築、購入資金 融資額 1件あたり100万円以上500万円以下 融資利率 金融機関との契約により定める利率 償還期間 20年以内
勤労者住宅 資金利子補給	市内で自ら居住するための住宅(10㎡以上200㎡以下)に要する新築、増築、購入資金 利子補給額 年利1%以内で、最高限度額500万円以内の利子 利子補給期間 3年以内
事業所 従事者等 生活資金 融 資	医療費、冠婚葬祭費、教育費又は住宅に要する資金等で、一時的に必要なとなった資金 融資限度額 1世帯につき100万円以内 融資利率 金融機関との契約により定める利率 融資期間 3年以内(据置3月以内を含む)

◆工場誘致

関市の制度に準じますが、地域の状況により、適用基準に緩和措置を講じます。

区分	適用基準	奨励措置
工場等 設置 奨励金	工場及び事業所を新設、増設又は移設する場合 新設 投資額5億円以上(中小企業1億円以上。ただし、洞戸、板取、富之保、中之保、下之保又は上之保の地区に工場等の新設をする中小企業は3千万円以上) 増設又は移設 投資額2億円以上(中小企業5千万円以上。ただし、洞戸、板取、富之保、中之保、下之保又は上之保の地区に工場等の増設又は移設をする中小企業は1千5百万円以上)	固定資産税相当額を限度として奨励金を3年度間交付します
	雇用促進奨励金 新設 新規雇用20人以上(中小企業5人以上) 増設又は移設 新規雇用10人以上(中小企業3人以上)	新規雇用者1人当たり年15万円(限度額750万円)

◆中小企業金融対策

関市の制度に統一します。

区分	対象者	制度の概要
小口融資	市内に店舗、工場又は事業所を有し、従業員数が20人以下の法人及び個人で、市内において1年以上引き続き同一事業を営む方	貸付限度 1企業者12,500千円以内 融資期間 96ヶ月以内
中小企業 設備資金 利子補給	市内において1年以上同一事業を営んでいる組合、会社又は個人の方	市内の中小企業が行う施設設備の改良等に必要設備資金に係る借入金に対する利子の一部又は全部を助成 限度額 5,000千円 利子補給期間 1年以内 利子補給額 9%以内

◆森林整備地域活動支援交付金

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぎます。

補助対象	認定を受けた森林施業計画の対象となっている森林(30haの団地)
補助内容	市と森林整備地域活動実施協定を締結した団体に対して交付
補助額	森林面積 10,000円/ha

◆林業改良普及事業補助金

関市に準じます。

◆間伐材搬出利用促進

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市において補助基準等を調整し、新市に引き継ぎます。

◆林業労働力確保対策事業

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぎます。

◆しいたけ産地強化事業

洞戸村及び武儀町に準じ、新市において補助基準を調整し、引き継ぎます。

◆産直住宅日本一推進事業

現行のとおりとします。

事業内容	県内産の住宅用木質部材の使用について、県の認定を受けた産直住宅建設団体が建設した住宅は、その信頼の証として費用の一部を助成します。	
助成額	1戸当たり	木質部材 105,000円 人工乾燥材 140,000円

◆育林促進事業、造林関係事業

現行のまま新市に引き継ぎますが、新市において補助基準等を検討し、調整します。

◆有害鳥獣対策事業

現行のとおり実施しますが、合併時に補助基準等を調整します。

補助内容	有害鳥獣被害対策事業として電気柵や檻の購入費に対する補助
補助額	購入費の1/3 上限 50,000円まで

◆錦鯉振興会助成

関市に準ずるものとし、合併後、再編します。

◆漁業協同組合補助金、淡水魚増殖事業奨励補助金

現行のまま新市に引き継ぎますが、新市において補助基準等を検討し、調整します。

◆畜産業関係助成等

洞戸村における優良乳牛改良事業補助金については、関市に準じます。

上之保村における高齢者等肉用牛飼育事業補助金については、平成19年度をもって廃止します。

武儀町・洞戸村及び上之保村の多発疾病防除事業及び上之保村畜産組合事業は、関市畜産振興会事業に引き継ぎます。

◆ふるさとクリーン村

現行のまま新市に引き継ぎ、安心・安全な農作物の生産に取り組みます。

武儀町におけるふるさとクリーン村の状況

- ①減農薬・減化学肥料による農産物生産
 - ②地産地消の取組
 - ・農林産物販売所
 - ・学校給食・学校農園
 - ・中高一貫校への地元食材の提供
 - ③有機性資源循環利用
 - ・原木椎茸等の活用
 - ・家庭用生ゴミ等の活用
 - ・集排汚泥堆肥の活用
 - ④豊かな自然環境の保全
 - ⑤地域住民の自主的活動
- ・人と自然の共生
・楽しく農業学園

◆農業関係イベント

現行のまま新市に引き継ぎ、開催日程等必要に応じ調整します。

関市	○中濃農業祭
洞戸村	○きてくん祭ほらど
板取村	○板取産業祭
武芸川町	○武芸川秋の祭典
武儀町・上之保村	○津保川産業祭

◆市民農園

現行のまま新市に引き継ぎます。

名称	貸付区画	使用料(年額)
関市黒屋	一般区30㎡：78区画	1区画3,000円
リフレッシュ農園	福祉区20㎡：6区画	1区画2,000円
関市洞戸自由農園	1区画90㎡：48区画	1区画につき10,000円
関市板取リフレッシュ農園	1区画59㎡～418㎡：9区画	1㎡につき5円
関市武儀楽しく農業学園	1区画約17㎡ 富之保教室 50区画 下之保教室 20区画	1区画につき2,400円
関市上之保体験農園	区画の貸付けはありません。 農作業を体験することにより、農業に対する理解を深めるための事業を行います。	

◆農産物助成

関市の制度を基本として調整します。ただし、各町村における独自の助成制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、事業の目的、地域特性を考慮し、統一的な基準を設けます。

事業	調整方針
優良種苗育成事業	みのにしき、いちご、円空さといもの育成に対し定額助成
茶生産振興事業	肥料、苗、寒冷姿の経費に対し定率助成
キウイフルーツ生産振興事業	苗、栽培柵の経費に対し定率助成
ゆず生産振興事業	肥料、苗の経費に対し定率助成
地域特産品育成事業	地域特性を活かしたそ菜の生産に対し定額助成

◆森林整備計画

合併後、新市において策定し、民有林の適正な管理に努めます。

◆分収造林

現行のまま新市に引き継ぎます。

ふれあいの森整備事業	契約	関市 ⇄ 板取村、武儀町
たずさえの森整備事業	契約	洞戸村、板取村、武芸川町、上之保村 ⇄ 岐阜市
県行造林事業	契約	上之保村 ⇄ 岐阜県

建設関係事業

◆土木水利委員

関市の制度を適用します。
土木水利委員とは、道路、水路等の新設・改修や官民境界等について、市と協議を行い、道水路の維持管理等の事業を円滑に推進するための制度です。

◆都市緑化事業

生垣設置奨励補助金については関市に準じます。
フラワーロード整備事業については関市に準じ、細部の取扱いについては、新市において調整します。

生垣設置奨励補助金	助成金額	生垣の設置に要した費用の1/2以内
	限度額	30,000円
フラワーロード整備事業	「花の都さぶ」の一環として、市内を花で飾ります	

◆私設道改良事業

武儀町における私設道改良事業補助金については、合併時に廃止します。

◆道路占用料

関市の制度に統一します。詳細については、建設部土木課にお問い合わせください。

◆急傾斜地崩壊対策事業

関市の制度に統一します。

公共事業	分担金：事業費の2%
県単独事業	分担金：事業費の2%

武儀町における住宅地域崩壊防止事業補助金については、合併時に廃止します。

◆公営住宅

現行のまま新市に引き継ぎます。

教育関係事業

◆小中学校の通学区域

通学区域は現行のとおりですが、教育的・社会的状況の変化に適切に対応します。

◆学校教育関係事業

遠距離通学補助については、現行のとおりとします。
スクールバスの運営管理については、現行のまま新市に引き継ぎます。

語学指導助手派遣事業については、各小中学校の教育計画に基づく適正な配置を行います。

学校給食センターについては、現行のとおり新市に引き継ぎます。

◆社会教育委員

公民館運営審議会委員を兼務し、関市8名、武儀町及び武芸川町各2名、洞戸村、板取村及び上之保村各1名とします。

◆生涯学習事業

各地域に地区生涯学習センターを設置し、地域の特色ある活動を生かした生涯学習の推進に努めます。

◆成人式

関市の例（式典のみの開催）を基本に調整しますが、当面、旧町村単位で開催し地域の実情に応じて調整します。

◆図書館

現行のまま新市に引き継ぎ、町村の図書館、図書室を分館又は分室とします。

名称(場所)	開館時間	休館日	電話番号
関市立図書館 (わかくさ・プラザ 学習情報館内)	平日 10:00~20:00 土・日・祝 10:00~17:00		(0575) 24-2529
関市立図書館洞戸 分室(洞戸生涯学習 センター内)	9:00~17:00		(0581) 58-2111
関市立図書館板取 分室(板取生涯学習 センター内)	9:00~17:00	月、第2金曜日、 祝日の翌日、 年末年始、 特別整理日	(0581) 57-2220
関市立図書館武芸川 分館(武芸川生涯 学習センター内)	9:00~17:00		(0575) 46-3611
関市立図書館武儀 分館(武儀生涯学習 センター内)	10:00~18:00		(0575) 49-3715
関市立図書館上之保 分室(上之保生涯 学習センター内)	9:00~17:00		(0575) 47-2500

平成17年2月6日をもちまして、関市・武儀郡合併協議会は解散します。約2年に亘っての協議会だよりのご愛読ありがとうございました。

各市町村人口・世帯数・面積

平成16年4月1日現在の人口(外国人を含む)

区分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町	計
人口総数	人	76,980	2,381	1,799	4,205	2,424	6,842	94,631
世帯数	世帯	25,762	757	626	1,207	724	2,187	31,263
総面積	km ²	102.51	40.08	187.35	65.27	49.32	28.31	472.84

この協議会だよりは、岐阜県合併協議会支援交付金を受けています。

編集・発行

関市・武儀郡町村合併協議会

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地 関市役所6階 TEL 0575-23-9960

URL <http://www.city.seki.gifu.jp/chuno-gappei/>